

大和市予算決算会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第33号

大和市予算決算会計規則等の一部を改正する規則

(大和市予算決算会計規則の一部改正)

第1条 大和市予算決算会計規則(昭和41年大和市規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条の2」を「第91条の3」に改める。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第40条の次に次の1条を加える。

(指定公金事務取扱者の指定)

第40条の2 課長等は、法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者(同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)を指定しようとするときは、会計管理者に合議のうえ必要な決裁を受けなければならない。

2 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者は、政令第173条に規定する要件のほか、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 財務内容が健全であり、かつ、経営基盤が安定していること。

(2) 公金事務(法第243条の2第1項に規定する公金事務をいう。次号において同じ。)の取扱いの実績を有していること。

(3) 公金事務に関する記録を電子計算機により管理し、その電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出することができること。

(4) 個人情報の保護に関し、十分な管理体制を有すること。

第41条第1項中「政令第158条第1項若しくは第158条の2第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2、」を「法第243条の2第1項又は」に改め、「又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第5項」を削り、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第243条の2の5第1項に規定する地方公共団体の長が定める歳入等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
 - (2) 分担金
 - (3) 負担金
 - (4) 使用料
 - (5) 手数料
 - (6) 賃貸料
 - (7) 不動産売払代金
 - (8) 物品売払代金
 - (9) 寄附金
 - (10) 過料
 - (11) 貸付金の元利償還金
 - (12) 損害賠償金（第15号に掲げる遅延損害金を除く。）
 - (13) 不当利得による返還金
 - (14) 保険料
 - (15) 第2号から第5号まで、第10号及び前号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第6号から第9号まで及び第11号から第13号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
- 第41条第3項中「者」を「指定公金取扱事務者」に、「及びその内訳を示す計算書（第3号様式）を添えて、」を「その他指定公金取扱事務者が徴収し、又は収納した歳入の内訳を示す書類を添えて、会計管理者又は」に改め、同条第4項中「者が」を「指定公金事務取扱者が」に、「収入事務委託員証」を「指定公金事務取扱者職員証」に改める。
- 第47条中「直接収納した」を削り、「証券を」の次に「直接」を加える。
- 第71条の4第1項中「政令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項及び法第243条の2の6第2項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。
- 第77条第9号中「県税」の次に「及び森林環境税」を加える。
- 第6章中第91条の2の次に次の1条を加える。
- （指定公金事務取扱者の検査の実施等）
- 第91条の3 会計管理者は、指定公金事務取扱者の行う事務について、所属の職員のうちから検査員を命じて検査をさせなければならない。
- 2 会計管理者は、検査の結果、違法若しくは不当な事項又は適正を欠く事項があると認めると

きは、速やかに是正又は改善のため必要な処置を講じなければならない。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

第4号様式中「収入事務委託員証」を「指定公金事務取扱者職員証」に改める。

(大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第2条 大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和46年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第30条中「時効等により」を削る。

第30条の2第1項中「私人」を「指定公金事務取扱者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により委託を受けた者をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第2項中「者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

(大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第3条 大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 指定公金事務取扱者 法第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により委託を受けた者をいう。

第22条及び第23条中「徴収等事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第28条第1項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項中「者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第79条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第80条中「第21条の14第1項第3号及び第4号」を「第21条の13第1項第3号及び第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大和市予算決算会計規則の一部改正に伴う経過措置)

2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により公金事務を行わせている者が行う事務については、この規則による改正後の大和市予算決算会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使

用することができる。